

身体拘束等適正化のための指針

就労継続支援 B 型事業所 クルハウス

1. 基本的な考え方

事業所は、利用者の尊厳及び人権を尊重し、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2. 身体拘束等に該当する行為

身体拘束等とは、本人の意思に反して身体を自由を制限し、又は行動を制限する行為をいう。具体的な行為については、その目的、方法、時間、本人の意思等を踏まえて判断する。

3. 緊急やむを得ない場合の三要件

やむを得ず身体拘束等を検討する場合は、次の三要件をすべて満たすことを組織として確認する。

- 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- 非代替性：身体拘束等以外に安全を確保する方法がないこと。
- 一時性：身体拘束等が一時的なものであること。

4. 身体拘束等を行う場合の手続

1. 本人の状態及び危険性を確認する。
2. 身体拘束等以外の代替方法を十分に検討する。
3. 管理者、サービス管理責任者その他必要な職員で三要件を確認し、組織として判断する。
4. 可能な限り本人及び家族等へ、理由、方法、時間、期間等を説明する。
5. 必要最小限の方法及び時間で実施する。
6. 実施中は継続的に状態を観察し、解除できる状態になった時点で直ちに終了する。

5. 記録

身体拘束等を行った場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、三要件の確認、代替方法の検討、本人・家族等への説明、実施中の状況及び解除に至った経過その他必要な事項を記録する。

6. 身体拘束等適正化委員会

身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を年 1 回以上開催する。身体拘束等が行われた場合その他必要がある場合は、随時開催する。

委員会では、身体拘束等の実施状況、事例の検証、代替支援、再発防止、研修内容等を検討し、その結果を職員に周知する。虐待防止委員会と一体的に開催することができる。

7. 責任者

身体拘束等適正化の担当責任者は、管理者 鳥山 晃とする。

8. 研修

職員に対し、身体拘束等の適正化及び廃止に向けた研修を年 1 回以上実施する。新規採用者に対しても、採用時又は採用後速やかに必要な説明・研修を行う。

9. 日常的な取組

- 利用者の行動の背景や意思を理解し、身体拘束等に頼らない支援方法を検討する。

- 環境調整、支援方法、職員配置、コミュニケーション方法等を見直す。
- 「安全のため」「本人のため」という理由だけで安易に行動制限を行わない。
- 職員間で支援方法を共有し、個別支援計画に必要な支援を反映する。

10．指針の見直し

本指針は年1回以上内容を確認し、事例、委員会、研修の結果及び関係法令等の変更を踏まえ、必要に応じて見直す。

策定日：令和8年9月16日

特定非営利活動法人くるくるネット

就労継続支援B型事業所 クルハウス